

深川市農業委員会総会議事録

(第 8 回)

令和7年11月28日

開会 10時00分

閉会 10時16分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 肇英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷 内清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等		○
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男		○
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	棄野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭		○
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第8回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和7年11月28日（金）10時00分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外23名
4 説明員	黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事
5 書記	成田主事

黒田局長	開会宣言（10時00分） 只今から、令和7年度 第8回深川市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の議事進行につきましては、菊入会長が国会議員への中央要請のため上京しており、欠席となりますので、深川市 農業委員会 会議規則 第17条の規定により、総会の議長を会長職務代理者であります塩尻会長職務代理者に務めていただきますので、ご了承願います。それでは、塩尻会長職務代理者より、ご挨拶をいただきまして、議事に入りたいと思います。
塩尻会長代理	皆さんお疲れさまです。只今から、令和7年度 第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、菊入会長が欠席されておりますので、私が総会の議事進行を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。さっそく総会に入りたいと思います。
塩尻会長代理	日程第1、議事録署名委員を指名します。 5番廣田委員、6番近藤委員を指名します。
塩尻会長代理	次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を、局長より報告願います。
黒田局長	10月30日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
塩尻会長代理	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
塩尻会長代理	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
塩尻会長代理	(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
塩尻会長代理	次に、日程第4、報告に入ります。
塩尻会長代理	報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
袴田主査	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は15件で、番号1番から5番、番号7番から8番、番号11番から15番が売買に係るあっせん申し出、番号6番及び番号

	<p>9番から10番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から10番が令和7年11月1日、番号11番以降が令和7年11月14日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。</p>
塩尻会長代理	<p>報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
成田主事	<p>ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は8件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番から5番は、農業委員会内規2—(1)一クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号1番から3番、5番は「田」として、番号4番は「畑」として交付しております。番号6番から8番は、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号6番、8番は「雑種地」として、番号7番は「宅地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは質疑なしということで報告第2号を承認いたします。</p>
塩尻会長代理	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p>
塩尻会長代理	<p>議案第1号 農地法 第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は5件で、すべて貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和7年11月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたので、ここで本議案中の番号4番で富川委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>

塩尻会長代理	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
成田主事	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は貸人が耕作不能のため、経営拡大を図る借人に農地を賃貸借するもので、期間は5年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいたおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
塩尻会長代理	(「なし」という声あり)
塩尻会長代理	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
塩尻会長代理	(「異議なし」という声あり)
塩尻会長代理	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	議案第3号 買入協議の要請についてを議題とします。事務局から説明願います。
宮谷主査	<p>農業経営基盤強化促進法 第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は5件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が 資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この5件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
塩尻会長代理	(「なし」という声あり)
塩尻会長代理	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
塩尻会長代理	(「異議なし」という声あり)
塩尻会長代理	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は20件で、番号1番から9番が売買の案件、番号10番から20番までが賃貸借の案件です。番号1番、3番、7番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はすべてJA資金で

	<p>す。番号2番、4番、5番は出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号2番及び5番はJA資金、番号4番は自己資金です。番号6番は、出し手が労働力不足により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号8番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号9番は、番号10番以降は、貸貸借の案件です。番号10番及び11番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号12番及び13番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号14番及び16番は、再設定の案件で、期間は番号14番は5年間、番号16番は10年間です。番号15番は、北海道農業公社を転貸して、出し手の経営合理化を図るため、経営安定を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号17番から20番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和7年12月25日に許可及び公告となる予定です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号8番で富川委員の番号13番で板垣委員の、番号16番で高橋委員の議事参与を制限します。それでは質疑受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>次に、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>山本係長</p> <p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番の申請地は、農振農用地区域内にありますが、除外手続き中です。申請理由は、農家住宅を建築しようとするもので、既存住宅については取り壊し、農機具置場及び駐車場用地として利用するため、宅地等には建設する敷地がなく、近辺に代替地も無いため農地を使用するもので、農地法施行規則第38条及び第39条第1項に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>塩尻会長代理</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
--	--

塩尻会長代理	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	議案第6号 現況証明書の交付についてを議題とします。事務局より説明願います。
成田主事	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は2件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。11月17日に五十嵐委員・廣田委員・吉川委員の3名で現地調査をしております。番号1番及び2番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。 説明は以上です。
塩尻会長代理	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
塩尻会長代理	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
塩尻会長代理	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。
	(総会終了 10時16分)